

会議名称	平成19年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成19年12月27日(木) 16時45分～18時30分	
場所	杉並区役所 第4会議室 (中棟6階)	
	委員	江藤会長、井上委員、柴田委員、菅沼委員、高橋委員、富岡委員、夏目委員、藤本委員、森村委員、岩田委員、すぐろ委員、鈴木委員、田中委員、富本委員、渡辺委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員
	実施機関	黒瀬保健福祉部管理課長、大澤国保年金課(保険医療担当)副参事、南雲国保年金課長、畦元介護予防課長、渡邊健康推進課長、品川保健予防課長、森区民課長
	事務局	大藤行政管理担当部長、与島区長室長、有坂情報システム課長、中島法規担当課長
傍聴者	1名	
配布資料	事前	・平成19年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成19年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第 ・別紙パンフレット「平成20年4月から後期高齢者医療制度がはじまります。」
【会議内容】		
1 平成19年度第3回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第17号	杉並区移動サービスセンターに関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第26号	後期高齢者医療制度に関する業務の外部委託について(新規)	答申
報告第18号	健診(検診)・保健指導に関する業務の登録について(変更)	報告了承
諮問第27号	健診(検診)・保健指導に関する業務の外部委託について(変更)	答申
諮問第28号	健診(検診)・保健指導に関する業務の外部委託について(変更)	答申
諮問第29号	特定健診等データ管理システムに記録する個人情報の項目について(新規)	答申
諮問第30号	区民健診等データ管理システムに記録する個人情報の項目について(変更)	答申
報告第19号	杉並ウエストサイズ物語サイトに関する業務の登録について(新規)	継続審議
諮問第31号	杉並ウエストサイズ物語サイトに関する業務の外部委託について(新規)	継続審議
諮問第32号	杉並ウエストサイズ物語サイトに記録する個人情報の項目について(新規)	継続審議
諮問第33号	住基プライバシー条例の規定の一部見直しについて	答申

会長	本日はご多忙のところ、また、歳末のところ、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより「平成 19 年度第 4 回情報公開・個人情報保護審議会」を開催したいと思います。本日、都合により欠席される委員の方の報告をお願いいたします。
法規担当課長	本日都合により欠席されている委員を事務局からご紹介します。大橋委員、柳沢委員の 2 名が、欠席ということで、ご連絡をいただいております。
会長	それでは議題に入ります。最初に前回の会議録の確定を行って、それから報告・諮問案件に入りたいと思います。初めに、資料 1 の平成 19 年度第 3 回審議会会議録ですが、事前に配付しておりますけれども、事務局のほうで修正や補足説明はございますか。
法規担当課長	事務局からはありません。
会長	委員の方はいかがでしょう。なければ、第 3 回の会議録は確定といたします。
	(了承)
会長	それでは、報告・諮問事項についてですが、諮問文を区長室長のほうから読み上げてください。
区長室長	～諮問文を読み上げ、会長に諮問文を手渡す～
会長	それでは、ただいま区長室長より諮問文を受け取りましたので、報告と諮問事項について入りたいと思います。初めに報告 17 号と諮問 26 号について、一括して事務局から説明をお願いします。
<b>報告第 17 号・諮問第 26 号</b>	
法規担当課長	報告第 17 号について説明する。
情報システム課長	諮問第 26 号について説明する。
会長	ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますか。
委員	直前に説明された委託の問題なのですが、委託先が民間事業者と言われましたが、これはもう決まっているのですか。封入封緘作業やそれらの郵送物を郵便局に持って行くとかいうことだったら、福祉作業所みたいな障害者が働いている所でできるのではないかな。
国保年金課副参事	業者についてはまだ決まっておりません。今後、入札等で決定していくことになるかと思えます。
委員	障害者への委託のやり方は色々あると思います。たとえば、作業所の中で、封入封緘作業ができる人などを集めてグループをつくって、その方々に仕事を任せていくとか。今は国でも地方自治体でも障害者を雇用するような方法を考えなさいと言っているわけですよ。障害者に働く場所を与えることは大切なことです。区でも、障害者の工賃を上げるということは、計画が何かで約束しているはずですよ。そのような発想が、区にあるのかなのか、お答え願いたいと思います。
国保年金課副参事	今回の委託に関してはそういったことは、まだ検討しておりません。ただ、若干、今回の委託の部分については、期間がわりとタイトな中でやらなければならない状況もありますので、そういう場合に可能かどうかということも含めて、今後、検討していきたいと考えています。
委員	また天下りの所か何かに行くのではないですか。そういうことをやるのだ

	<p>ったら、もっと幅広く委託先を考えていてもいいのではないかとというのが要望です。終わります。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>「委託に係る個人情報の項目」の7番で、「後期高齢者医療保険加入の状況」とあります。これは、ただ単に、加入の有無の情報を受託者に提供するだけなのか、あるいはそれ以外の内容も含めて提供するのか、その辺のところの答弁をお願いします。</p>
国保年金課副参事	<p>基本的には、現在加入している、あるいはお亡くなりになられて加入資格がなくなったとか、あるいはまた、途中から加入資格が出てくる場合もありますので、そういった内容の情報のことです。</p>
委員	<p>「加入資格のあるなし」がこの項目なのですか。</p>
国保年金課副参事	<p>基本的にはそういうことです。</p>
委員	<p>1頁、2頁の所なのですが、メールアドレスを今回加えています、このメールアドレスの収集について審議会に諮問されたことはありますか。あるとすれば、いつでしたか。</p>
法規担当課長	<p>過去に何回もあるということです。メールアドレスについては、特定の個人が識別できるものもありますので、このように個人情報として、登録しております。</p>
委員	<p>例えば、区民からファクシミリなどが寄せられたときに、メールアドレスとかファクシミリナンバーなどの個人情報が送られてきたときに、それをどのように取り扱っているかということ伺いたいのですが、削除とか破棄などはどのように行っているのですか。</p>
法規担当課長	<p>破棄の方法は、シュレッダーにかけるという形をとっております。</p>
委員	<p>受託者のホームページに直接、メールをした場合に、受託者のコンピューターにメールアドレスが記録されることとなります。受託者のコンピューターに記録されたアドレス情報などは適正に管理することが必要です。区は、その辺をどのようにチェックするのですか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>当然、受託者のコンピューターに保存されるという形になります。区のほうのチェックについては、セキュリティ対策に関する特記事項の規定に従ってやっていただくということです。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
委員	<p>3頁の内容の実施規模の所で、特別徴収者が4万人で普通徴収者が1万人というのはどういう区別なのですか。</p>
国保年金課副参事	<p>特別徴収者というのは、公的年金から保険料を直接差し引く対象の方、普通徴収者というのは納付書によって金融機関等で払い込んでいただく方ということです。</p>
委員	<p>4頁についてなのですが、今回は文書授受としたのはどうしてなのか。それから、区が行う作業が何になるのかということと、委託先がやることはどういうことなのかということをお教えてください。</p>
国保年金課副参事	<p>文書授受にしたのは、データ渡しにしたときの安全性の問題というのですか、そういうことを考えた場合に文書のほうがより安全に実施できるということです。それから、区でやる作業というのは印刷の作業で、印刷した紙を事業者に渡します。事業者は、これらの文書の封入封緘作業、それから、直</p>

	近のデータに基づいて、発送してはいけない人の部分を引き抜く。そして、郵便局に持ち込む、このような作業を外部委託します。
委員	その郵便局への持ち込みには、区は立ち会うことになるのですか。
国保年金課副参事	郵便物（成果品）を受託者より、区が郵便局で受け取り、発送手続は、区が行う形になります。
委員	1点だけお伺いしたいのですが、報告 17 のほうなのですが、このメールアドレスを、先ほどの〇〇委員のご質問のときに、受託事業者のパソコンの中には、記録されるとおっしゃったのですが、記録形態が文書というのはどういうことなのですか。
保健福祉部管理課長	これは区のほうの文書の記録形態のことで、区では、この事業に関して、個人情報を電算には記録しないということです。
委員	でも、その事業者さんはコンピューターの中に保存しているということなのですね。
保健福祉部管理課長	そうです。
委員	区のほうは文書、要するに手書きの書類で管理するということですね。
保健福祉部管理課長	区のほうは個人情報について受託者とやり取りはしません。受託者の方で、システムを利用したサービスを行うということです。
委員	それで文書というのはどういうことなのかちょっとわからないのです。
保健福祉部管理課長	受託者が情報を区に提出する場合には、文書でもらうということです。コンピューターを用いての情報の授受はしないということです。
委員	わかりました。
会長	ほかにございますか。
委員	諮問 26 については、こういう機械がないから外部でお願いするというのはわかりますが、私たちは、こういうものはできるだけ持ち出すべきではないということで今までもきていますので、この案件は、賛否を保留いたします。
委員	私も保留します。
会長	ほかになければ、報告 17 号は受けたことにいたします。諮問 26 号は保留 2 で決定ということにいたします。
<b>報告第 18 号・諮問第 27 号～30 号・報告第 19 号・諮問第 31 号～32 号</b>	
会長	それでは、報告 18 号と諮問 27 号から 30 号、報告 19 号と諮問 31 号・32 号について説明をお願いします。
情報システム課長	報告 18 号、諮問 27 号～30 号、報告 19 号、諮問 31 号～32 号について説明する。
会長	それでは、最初の報告 18 号と諮問 27 号から 30 号までの説明についてご質問、ご意見はございますか。
委員	保健指導の問題なのですが、保健指導を実施することが義務づけられたというのはわかるのですが、この保健指導というのは対象者に対してどのぐらいの強制力を持つのですか。例えば、私が「あんたは駄目だよ」と言われて、保健師さんが「こういうふうにしなさい」と言ったときに、私が拒否した場合、それはどういうペナルティがあるのか、あるいはないのか。この指

	導には、強制力というのはどのぐらいあるのかお聞きしたいと思います。
国保年金課副参事	まず、ペナルティですが、そういった場合のペナルティはありません。健診の結果に基づいて保健指導が必要だと判断された方について、区のほうから、この機会に保健指導を受けて生活習慣の改善を行ってみたいかどうか、というようなご案内を差し上げます。それに基づいて、希望される方に保健指導を実施するという事ですので、もしどうしても嫌だということであれば、それを区が強制することはありません。ただ、そういった機会に、是非ともそういった保健指導を受けていただいて、生活習慣の改善につなげて、健康な生活を送れるようになっていただければよいと考えております。
委員	1つ教えていただきたいのです。6ページですが、区民健診の受診者が9万3,000人を超えているということですが、対象者はどのぐらいいるのでしょうか。
国保年金課副参事	区民健診の対象者は、現在、12万6,700人余ということです。
委員	かなり高い率で、区民の皆さん方が受診しているということは、区民健診の信頼と期待が大変高いと読めますが、この頁の上のほうに「効果」というのがあります。その3行目に、重複受診あるいは療養態度について適切な保健指導ができると記載してございます。この「療養態度等」というのはどんな内容ですか。
国保年金課副参事	セカンドオピニオンとは別な状況で、恒常的に同じ病名でいくつもの病院を回っているという、そういったことを防げるということです。
委員	健診に基づく指導の内容はどのようなものですか。
国保年金課副参事	健診に基づく指導は、いまのところ、保健指導機関、民間事業者ですが、そういう所に、委託することを考えています。指導の内容は、その方の生活習慣、食生活とか運動習慣とか、その方にお話を聞きながら改善点をお互いに話して、目標数値あるいは目標とする生活行動などを決めまして、一定期間、その行動をしていただいて、生活習慣の改善を図っていくということです。
委員	いまご説明の民間機関というのはどんな機関なのでしょうか。
国保年金課副参事	現在も国民健康保険の事業でヘルスアップ事業等を行っている事業者があります。あるいは、民間では、例えばスポーツクラブのような所も、今回の保健指導の実施に向けて、事業を展開しています。そういったところも含めて委託先として、検討していくことを考えております。
委員	民間の施設へ個人情報などが、どんどんおりにていくというようなこともありますので、その取扱いとか指導には十分にご配慮いただきたい。
委員	要望という形になるかもしれませんが、先ほどお話しした保健指導について、役所はある程度、人数などの数値を示して、実績としなければならないという実情があるとは思いますが、しかし、実績をあげる目的のために、保健指導を強制的にしむけることはしないでいただきたい。
国保年金課副参事	確かに区としての目標数値はあります。ただ、保健指導といっても、ご自分でそういう生活習慣を変えるということを決めてやっていただかないと長続きするものではありませんので、そういった意味では区が強制してやっというとは考えておりません。区としては、ご自分でそういう生活習慣を変

	えることを手助けするというようなスタンスで保健指導をやっつけようと考えております。
委員	流れだけ確認したいのですが。健診を受けました、結果が出ました、結果はその場でもらえて、例えば私がちょっと肥満ですと判断されると、何か、役所から手紙が来るのですか。そして、その後、民間業者という話なのですが、その辺の流れをもう少し説明してもらえますか。
国保年金課副参事	健診を受診されますとその場で出る結果と、測定しなければ数値が出ないものもあります。そういったものの数値が出た段階で、国保連のほうのシステムに乗せて、その結果に基づいて保健指導が必要なかどうか、必要だとするとどういった段階の保健指導が必要なのか、という階層化という仕分けの作業をします。それに基づいて、保健指導の利用券が発行されます。それをそれぞれの方にお送りするという形になります。結果については、もちろん受診した健診機関で説明を聞いていただくということになります。
委員	利用券は、例えば肥満ですよといったらその人に利用券が来るわけですか。
国保年金課副参事	そうです。
委員	その利用券は、民間の事業者から来るのですか。
国保年金課副参事	この利用券は区が対象となる区民の方に送付します。
委員	保健指導は、どこかの医療機関からある日突然電話が来て、太っていますということで、走れとか痩せろとか言われるのか、それとも、区民の方が直接、医療機関に行っって指導を受けるのか。
国保年金課副参事	区民の方が、区で指定する保健指導機関に行っって、指導を受けることになります。
委員	その利用券を持って行くということですね。
国保年金課副参事	はい。保健指導を行う機関は、病院も考えられますし、先ほど言った民間の保健指導機関ということも考えられます。
会長	指導と言うから誤解されてしまうのではないのでしょうか。支援という意味のことでしょう。病気というのは、先ほども言われたように、本人が自分で治すという意志を持たなければ治らないものです。それを支援するという意味ですね。指導と言うと行政指導と同じように受け取る感じがあるので、言葉を少し考えていただいたほうがいいのではないかと思います。
行政管理担当部長	意味としましては会長がおっしゃったとおりです。先ほども出ていましたように、こういう病気を治すとか健康になるというのはご本人が納得して、動機づけをして、自らやらないとできないものですから、そのための動機づけと、必要となる情報の提供、それが基本になります。だから、強制ではないけれども、いかにして本人にやる気を起こさせるのかというのは、ある意味では技術的な問題です。そういった点で、指導という法令用語を使っているとされます。
委員	要するに、利用券を持って、その利用券の使用方法について、こういう機関に行きなさいと説明書きがあるのですね。しかし、区でこういう指定をした場合に、そこへ行ったら、これがインチキでかえって体が悪くなってしまったというようなこともあると思うのですよ。これが一定の国の機関が認定した資格を持っている人がやるのならわかるのだけれども、単にそこら辺の

	<p>スポーツクラブで、あそこへ行ってやっていたらあなたは痩せるでしょうというようなことをやっていると、最終的に区が責任を持たなければいけないようなことになってしまうケースもでてこないとは限らない。そういうことについてはどう考えていますか。</p>
国保年金課副参事	<p>保健指導機関については一定の要件がありますので、そういう条件を満たしていなければ保健指導機関としては認められないということがありますので、区としてもそういった条件を満たした所を指定していくという形になります。ただ、最終的な責任というのは区のほうで持つという形になります。</p>
委員	<p>最終的には、区で責任を負うわけですね。そうすると、相当しっかりした所を指定しないとえらいことになってしまいます。それは、指導機関にかかるほうは、区が指定するのだから、必ずや言われたとおりにやれば効果が出るものと期待して、信頼をして行くわけです。</p>
委員	<p>指導の問題でいろいろ出ていますけれども、例えば体力的な問題だけだったら、スポーツジムとかスイミングクラブとか、そういう所を紹介することもできるのだと思うのです。ところが、体の内部的な問題の指導となると、これは相当考えていかないと問題が起こりうる。その場合、指導をする場合に、例えば、こういう専門的な病院を紹介できますよという、そういった説明文を付けてあげればそこへ行って指導や健診も受けられます。それから、紹介された先でいろいろ問題があれば、セカンドオピニオン制度もあることでしょから、そういったものを活用して再指導をするというお考えであれば、無理に指導という言葉がどうのこうのという表現の問題にとらわれることはないと思うのです。要は中身の問題で、その辺をしっかり区のほうで考えていただきたい。</p> <p>特に、メタボなんかについては、これは後のほうの質問になるかと思うのですが、最近の研究機関の発表によると、現在のウエストサイズは間違いだとの報道もあります。あるいは、肥満が即、生活習慣病に結び付くとか脳疾患に結び付くとか、そういうこともないという、いろいろな研究結果も出ているわけです。だから、そういった最近の研究結果を踏まえて、区としてどういう方向でやるのかよく考えていただきたい。いま現在やっているメタボの事業内容、あるいはウエストサイズ物語の内容について、再検討して、事業の再構築をする必要もあるのではないかと思うのですが、今後そういった研究機関の発表等についての問題に対して、どのように対処していかれるのか、その辺でお考えがあればお聞かせいただきたいと思うのです。</p>
健康推進課長	<p>いまの保健指導に関しましては、プログラムの中身が大切だと思っておりまして、運動と栄養、そういうところのプログラムをしっかり組んだものを民間に委託して、それができる所にこちらは選定する予定でおります。この保健指導というのは、基本的には薬物治療はしない形の部分だけを想定しています。区が指定するプログラムの内容を、確実に実施できる機関を選定していくという考え方です。</p> <p>次のご質問のメタボリックシンドロームの基準とかそういう部分は、確かに日々新しい研究結果が出てきております。ただ、研究結果というのも、それが科学的根拠に基づいて、どの程度の正確性を有するものなのか、断定できないものもありますので、そこら辺は慎重に厚労省の動き及び学会等の見</p>

	解を私どもも注意深く見守っていきたいと思っております。
委員	要望なのですが、ここでも論議されるように、内容的には非常に理解しがたいものもたくさんあるわけです。だから、一般区民に PR するためにはよほどわかりやすい文言なり方法なりを考えてしっかり PR していただきたいと思います。希望です、よろしくをお願いします。
会長	ほかにありますか。
委員	<p>私はいま医者に行っていて、少し太り気味だから痩せましようと言われていたのです。例えば、そういう人が区民健診などを受けて、あそこに行きなさいと言われてます。それで、そこへ行って、その医者が痩せることだけのためにいろいろな指示をする。それがいま行っている医者の診断と違った場合はどうなるのか。そのように、病院ではなくて第三者機関というか、たぶん、国保連の関係かなと想像するのですが、なぜ医者ではなくてわざわざそういう所にこだわるのか、ちょっと心配だなということが1つ。</p> <p>それから、先ほども言いましたけれども、法律か何かで保健指導が義務づけられたということですね。だから、目標を持つわけですよ。そして、これは目標達成を国かどこかへ報告するわけでしょう。そうすると、杉並区は保健指導をやったけれども、指導の結果、良くなった人が1人とか2人だということは、恥ずかしくてなかなかできないわけでしょう。そこが心配なのです。目標はいくらなのかわかりませんが、1万なら1万のうち、5,000は保健指導で効果を上げたという例をつくったほうがいいのではないか、というような、作威的な考え方がなければいいのですが。</p> <p>国から地方や区までを含めて、役所が業績を判断するのは数字に出てくると思うので、保健指導という人の生命をある意味で左右するものですから、もし太りすぎというのであれば、そういう指導よりも、温泉の券とか温水プールの券とかジムの券とか、あなたはこういう運動をやったらどうですか、というな何でも利用できるような券だったら、皆が楽しく区のアドバイスや進言に、もっとのってくるのではないかと思うのです。利用券をもらっても、またそこからどこかに行かなければいけない、医者なのか医者でないのか、よくわからない所に行くという点は、ちょっと矛盾を感じます。</p>
区長室長	ただいまの〇〇委員からのご要望と、〇〇委員からのウェストサイズのご要望について、事業の内容については、今後、区全体で受けとめて所管課で検討し、また、東京都や国との話合いの場もありますので、いろいろ進言をして、報告しながらやっていきたいと考えます。
会長	よろしいですか。
委員	5頁の内容の区民健診の所なのですが、国保以外の健診というのはどういうものがあるのでしょうか。
国保年金課副参事	国保以外の健診というのは、現在も行っていますが、30歳から39歳の方の健診、それから、今後ですと75歳以上の後期高齢者医療制度にかかる方の健診ということです。
委員	それから、7頁にあるメールアドレスについてですが、これはなぜ収集する必要があるのか教えてください。
国保年金課副参事	このメールアドレスについては、保健指導をする際に保健指導の手段として面接とか電話、はがき等があるのですが、ITを利用される方についてはメ



	ールアドレスを登録していただいて、そこで情報のやり取りを行なっていくということです。
委員	意見なのですが、メールアドレスは区が管理するにはまだ問題があるのではないかと、思っています。ウイルスとか、なりすましメールなど、知り合いのメールだと思って開いて、友人にも転送した結果、ウイルスに感染していて、データが消えてしまったという話もいろいろな人から聞いていますので、公に区がそれを収集するのは、私はまだ疑問が残りますので、保留にしたいと思います。
会長	はい。報告 18 号と諮問 27 号から 30 号までで、ほかにご意見はございませんか。なければ保留 1 を含んで、報告 18 号は報告了承、諮問 27 号から 30 号は決定とします。
	(了承)
会長	それでは、次の報告 19 号と諮問 31 号・32 号についてご質問、ご意見はございますか。
委員	このウエストサイズのことですが、これは当然いま質問があった特定健診、特定保健指導との絡みがあると思いますが、この 17 頁に「健診・検査の結果」とありますが、その特定健診、特定保健指導の内容は、この登録情報に盛り込まれないのですか。
健康推進課長	特定健診に限らず、いろいろな健診、人間ドック検査その他そのようなものも含むということです。
委員	特定保健指導の例えばこのぐらい走っていますとか、そういうことはこちらには盛り込まれないのですか。関連していると思いますが。
健康推進課長	基本的には、こちらはサイトのほうで、ご自分がこういうことを相談したいという方が自分の意思で入れるものでして、それがその方にとっての特定健診の結果の場合もあるでしょうし、こういう形で特定保健指導を受けていて、何カロリーにきなさいと言われていたのだけれども、どうすればいいのかなど、あくまでもこれを利用したい方の意思によります。
委員	ということは、この「相談・意見・回答の内容」の中に入るということではないわけですね。
健康推進課長	そのとおりです。
委員	あと、身体測定の状態というのは、腹囲がどうだとか、そういうことなのですか。
健康推進課長	そのとおりです。
委員	それから、先ほどの写真も本人の希望で撮って載せるということですか。見てもらって、太いですねということと言われるということですか。
健康推進課長	こちらのサイトには情報交流というコーナーを設けておまして、そういう方がご自分の顔写真とか食事風景とか、そういうものをその方のご意思で出される場合も想定しております。あとは、いま委員のご質問のように、私はこういう状況なのだがという形で写真をのせたいという方は、その方の意図によりのせるということになります。
委員	そうすると、交流コーナー、掲示板みたいなものがあるということで、そこでやり取りができたりする。そういうことで、たまたま、いまは 1 日にご飯をこれだけしか食べていませんか、そういうことがやり取りされたりす

	<p>るというイメージがあるのと、質問コーナーというか、相談コーナーみたいなものがあるということですか。</p>
健康推進課長	<p>掲示板的なコーナーと、こういうことについての相談をしたいという相談コーナーがあるということです。</p>
委員	<p>働き盛りの男性の参加が少なかったということですが、数値的にわかったら教えていただきたいと思います。</p>
健康推進課長	<p>少なかったというのは、昨年度このウエストサイズ物語を開始しまして、期間限定で腹囲を減少させたいという意欲のある方を募集したわけですが、今までの保健所、保健センターで実施している事業の応募者の概要からすると、男性並びに 60 歳以下の方の数は多いようでした。ただ、男性も含めまして、働き盛りの 60 歳未満の方をメインに当てたかったのですが、例えば今年度だと、60 歳未満の方が 330 人のうち 150 人ほどです。</p>
委員	<p>結構いるんですね。</p>
健康推進課長	<p>それで、その 150 人のうちの 80 人が男性、70 人が女性という形です。</p>
委員	<p>これは意見みたいなものですが、テレビのコマーシャルとは違うのですから、容姿・容貌を掲載するのはやめていただきたいと思います。こんなふうにはウエストが 90 cm から 60 cm になったというのをわざわざビフォー・アフターでのせる必要はないと思うし、実際に全体を映せば、この人はかわいいのに太っているとか、そういう話が出てくるわけですよ。だから、そういうのはよくないと思うので、私自身はこの容姿・容貌については削除をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>いまの意見に対する反対意見で申し訳ないのですが、セキュリティ対策がしっかりしていれば、数字で説明するよりもビフォー・アフターの写真で簡単に比較するほうが非常にわかりやすい。これだけ減ったんだという充実感もあるでしょう。ただ、問題は、いま言ったそのセキュリティの問題をきちんとやるのが前提条件になってくるわけで、最近は雑誌でも何でもビフォー・アフター関係をみんなのせていますよね。こんなに太っていたのがこんなに痩せた、ああよかったなと一目瞭然でわかるということのほうが理解しやすいのではないかと思います。ただし、条件としては、セキュリティ対策をしっかりやるということが重要だろうと思います。</p>
委員	<p>いまセキュリティの話があったのですが、区内の公式ホームページというか、Web サイトでここまで個人情報を収集するサイトというのはほかにありますか。</p>
情報システム課長	<p>いままでの子育てサイトとか、そういうものを含めて、ここまでのものは初めてだと思います。</p>
委員	<p>そうですね。たぶん、いちばんプライバシーにかかわる情報としては、かなり大きなものなのかなと思うのです。逆に、先ほど〇〇委員もおっしゃったのですが、セキュリティの部分ですよね。委員会でも話をしたのですが、セキュリティマークをそろそろ付けるというか、あれがいいかどうかは別にして、ここまでやるのであれば、公ということ、杉並区というブランドがセキュリティの保証になるとも言えるのですが、それ以上の御墨付を取るような方向も少し考えていただいて、登録する側の安心感を高めていったほうがいいのではないかと。その辺の研究をしていただければと思います。要</p>

	望です。
委員	これは運用にかかわるのですが、例えば最初に想定した人数と、電算入力 の所の項目にある、月 10 万のアクセス目標ということになると、具体的に杉 並区の人口に対してどのぐらいの人数が想定されているのか、あるいは、将 来的にどの程度を想定していくのか、その辺の目標があればお聞かせいただ きたいと思います。
健康推進課長	アクセスするのは杉並区民に限らず、そういう意味では全国の方たちとい うように考えております。この 10 万件というのはあくまでも希望値でありま して、1 つの参照にしたところは、杉並区の公式ホームページのアクセス数が 月に 30 万件ほどあるということですので、その 3 分の 1 ぐらいと想定しまし た。小さく設定しているとパンクしてしまうことがあります、それを防ぐ ために少し多目の希望値を出しております。 あと、補足なのですが、先ほどの容貌・容姿、写真の件ですが、写真は、 悪用を防ぐことも含めて、フラッシュ機能によって直接写真をコピーできな いようなセキュリティをかける予定です。
委員	そのサイトのことで、具体的にどういうことを実際にやられようとしてい るのかわからないので、確認のような質問になるかもしれませんが、これは 働き盛りの男性の参加、お忙しい方たちの参加を図るためにサイトを構築す る。それで、その中で腹囲減少チャレンジャーや健康に関心がある区民が、 相互に情報交流をすることができるかと書いてあるのですが、これは、例えば 私と誰かがそのサイトの中でお互いの写真だの何だのを見て情報交流ができ るとか、そういう形になるのですか。
健康推進課長	いまのご質問は、私どもは情報交流という名前にしているのですが、数名 の特定の方に、こうやってチャレンジしているところを書いていただ いて、それを読んだ方が意見とか応援とか、私はそうではなくてこういう形 をやっているよとか、ご自身の工夫などをのせるという形で、その特定の方 とのやり取りができるものです。
委員	そうすると、私はこうやっていますという意見を A さんなら A さんに対し て寄せて、その A さんからの返しというのはいないわけですか。
健康推進課長	それはあります。決めた数名の方を A さん、B さん、C さんとします。そ して、X さん、Y さん、Z さんがそこにアクセスしたとします。そうすると、 その X さんのアクセスに対して A さんが答えたり B さんが答えることはあり ます。
委員	直接ですか。
健康推進課長	直接というか、リアルタイムにはのりません。管理者もしくは私どものほ うで、その内容が適切かどうかのチェックを一度いたします。
委員	それは A さん、B さん、C さんご自分で答えられるわけですね。誰かの 声ではなくて、ご自分がその質問に対して答えたり何かするわけですね。
健康推進課長	そうです。
委員	その場合に、その A さん、B さん、C さんは、名前も氏名も住所も公表す るのですか。
健康推進課長	そこら辺の個人情報のはせないで、ニックネームを使用します。あとは、 ご自身がどこまで公開したいかというところですが、基本的には個人の名前

	は載せない予定です。ニックネームでいく予定です。
委員	写真とかは希望があればのせてもいいことにするわけですね。
健康推進課長	そういうことです。
委員	ネットとかで写真をのせると簡単に個人が特定できてしまうことがありますよね。要するに、知っている人とか近所にたまたま住んでいる人だったとかの場合です。そのときに、ご自分の希望だとはいえ、それで犯罪事件とかが起こった場合は、誰がどのように責任をとられるのか。
健康推進課長	私の答えが不十分でして、Aさん、Bさん、Cさんとか、一般の方の顔写真ははせません。その情報交流というコーナーには名前、顔写真、そういう個人情報のものはのせないということです。先ほどの容貌・容姿という所は、このサイトの中には応援メッセージという形で、例えば長崎宏子さんに依頼しているのですが、長崎さんの顔写真がのるとか、そういう意味です。先ほど私が情報交流に顔写真がのると言ったのは訂正いたします。失礼いたしました。
委員	そうすると、お腹の写真はどこに載るのですか。その特定の、例えば有名人の長崎さんなら長崎さん、まだほかの方もいらっしゃるかもしれないけれども、そういう方の顔写真だけがのるといえることですか。ここを使って情報交流でも何でもしてきた一般の方が、先ほどは食事風景とかとおっしゃったけれども、そういう写真だって顔はわかるわけですから、そういうものをどのように使うかということがきちんとわかってから、これでいいでしょうかと言わないと、良いも悪いも言いようがないですよ。
健康推進課長	食事風景なども、情報交流コーナーにおいては、個人が特定できる部分に関してはのせないというところは決まっております。
委員	そうしますと、これだけの情報を何のために収集するのですか。誰がどのようにこれを使うために収集するのですか。
健康推進課長	個人的な健康相談をしたい方が、自分に関する相談をここにのせたいというところの想定される個人情報の内容が、項目とあげると、このぐらいになるだろう、ということです。
委員	それはそのサイト上には一切関係ないことでしょうか。要するに、サイトの誰かにこっそりと相談するということではないのですか。それも公開されてしまうのですか。
情報システム課長	通常であれば、相談については、サイトからメールで自分の相談内容を送信します。交流コーナーとは別の形式でということになります。交流コーナーのほうは個人情報等々が出ないような形で、もちろん公の長崎宏子さんとか、そういう方についてはオープンですが、一般の区民の方たちの情報がその交流の場に、個人が特定できるような形ではのせることはないです。
委員	そうすると、この情報はすべてメールでの相談ということですか。
情報システム課長	はい。
委員	自分が希望しようが希望しまいが、そのサイト上にのせることはない、ということですか。Webサイトに登録するために必要な情報ということですね。
委員	少し混乱しているようだけれども、一体どういう目的でこういう情報を集めるのですか。誰かに指導してもらうためにこういう情報を集めるのだろうか。

	と思うのですよね。
健康推進課長	このサイトは 2 つに分かれて構築されていまして、情報交流という所は決まった A さん、B さん、C さんに対しての情報が入るのですが、そこには個人が特定できる情報は一切のせません。個人的に健康相談などをしたい方は、SSL というフォーム形式がありまして、そこに書き込んでサーバーに入ってくるわけです。その情報は画面上には出てこないものなのです。ただ、その SSL で来た相談に関して、私どもの専門職、栄養士とか保健師とか医師とかが答えるという形になります。その答え方はメールではなく、電話やファクシミリで答える形になっております。
委員	メールではなく。
健康推進課長	はい。
会長	ちょっとすみません、次回までによく整理して再提出していただけないでしょうか。それではまずいですか。
委員	1 年間やった結果が見えていないから、皆さんがはっきりわからないわけですよ。要するに、チャレンジャーに対してどういう形で、どういう方法でやって、その結果をどういうふうに知らせたか、どういう形で受けたか、それが見えてこない、いくら審議してもこの問題は解決できないわけです。ただ 1 年間やって、思ったより人数が少ないとか、それだけでは、全然意味がないわけです。実際にどんな形で指導をしたのか、あるいはどんな形で結果報告を受けたのか、その辺から出発しないと、これは全然理解できない問題ですから、いま会長が言われたように、次回までというのはそういう意味だけれども、これを見てすぐやらなければいけないというのであれば、まずその結果だけは、少なくとも皆さんにはっきり説明してもらうことが必要だと思います。
会長	いかがでしょうか。
法規担当課長	お見せしていなかったのですが、わかりやすい資料ということで、いまコピーをすぐ取り寄せます。それで、会長、申し訳ないのですが、時間がもったいないので、次の報告のところをお願いできればと思います。
会長	事務局からの発言を受けましたので、一時これを保留して前に進んで、再度わかりやすい資料の提出を待ってもう一度これを審議するというところでよろしいでしょうか。
	(了承)
会長	それでは、そういうことにいたします。この案件は一時保留ということで、次の案件というか、最後になりますが、諮問 33 号について説明をお願いします。
<b>諮問第 33 号</b>	
法規担当課長	諮問第 33 号について説明する。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。
委員	22 頁の「本人確認手続の厳格化」というところなのですが、この本人確認のものとしては「免許証等官公庁等が発行した資格証明書・身分証明書等 1 点により確認（写真つき）」、それから「保険証等官公庁等が発行した氏名が記載されているもの 2 点により」と、こういうことになっています。これは

	官公庁が発行したものでなければ駄目だという意味ですか。例えば、身分証明書ですが、官公庁に勤めていない人は身分証明をもらっても通用しない。簡単に言いますと、私の職務上、例えば日弁連が会員に対しては写真入りの身分証明書を出しているわけです。これはこの中に含まれるのですか。この資料では官公庁ばかりになっていますけど。
区民課長	ここに書いてあるとおり、官公庁という形になって規定されておりますので、申し訳ございません、弁護士会等の身分証明書等はここには含まれておりません。
委員	含まれていないわけですね。そうすると、上のほうでは、弁護士も請求できることになっているわけですね。だから、請求したのはいいけれども、「あなた、身分証明書を出しなさい」と言われたときに、弁護士の日弁連の身分証明書も駄目というのでは、請求できるという規定と矛盾してしまうのではないですか。
区民課長	説明が足りなくて申し訳ありません。③に「その他の確認手続」という欄がありまして、詳細は不明という形になっていますが、いま委員がおっしゃったような弁護士会等の身分証明書はこの中に含まれてくるということですね。
委員	だけど、「その他の確認手続」というのは、これは総務省令の内容に従うということですか。総務省令はいつ出されるのですか。
区民課長	そのとおりです。まだ出ておりませんが、もう少したって出る予定になっています。
委員	そうすると、それは総務省の方では、原稿ぐらいはできているのでこの審議会で審議しているのでしょうかけれども、総務省令はどういうものをその他の中に入れることを予定しているのですか。
区民課長	総務省令の中に、その他自治体の首長・区長が認めるものという規定がおそらく入ってこようかと思っております。その中で、私どもとしますと、いま委員がおっしゃったようなものやそれに類するものを含めていきたい、その部分については要綱で定めたいと考えております。
委員	そうすると、区長権限ということですか。
区民課長	あくまでもこの③からくる規定に基づくものと考えております。
会長	「免許証等官公庁等が」となっているのだけ。
委員	「等」というのは、そのほかのいま言った、弁護士会が認めたものがその「等」の中に含まれるのだというならば、普通は、「1、2、3」とあって、「及び」がぶつかって、「甲及び乙等」といくのが本来の「等」の使い方だろうと思うのです。そうでないと、「等」というのは非常に曖昧な内容になってしまいます。何でも含んでしまうということになってしまうのですからね。
法規担当課長	おっしゃるとおり、表記ミスで不適當で申し訳なかったのですが、前に例示があつて「等」だと類推もできますが、いまのところ、いま申し上げたように、総務省令等々がまだ出ておりませんので確かなことは申し上げられないのですが、弁護士等につきましては、総務省令で定められると思います。

委員	21 頁の上から 4 行目の「住民票の記載事項を利用する正当な理由がある依頼者の特定事務受託者に限定する」という所は、これが提案された根拠と実情をお聞きしたいのです。
区民課長	正当な理由というのは、改正の法文の中に「正当な理由」という文言が入っているということです。具体的には、裁判の相手方の住所の証明として、裁判所に提出するとか、契約に基づく債権者が債務者の住所を確認したいとか、そういったものが正当な理由になるということです。現状でもそのような形をとっているということです。
委員	もう 1 つ後なのですが、③に「罰則の新設」というのがありますが、これについても現状について、差し支えない程度で教えてください。
区民課長	現状では、杉並区においては罰則の適用は今までしたことがありません。
委員	22 頁の所ですが、「現在、戸籍の附票についての不正の手段による制裁措置がないため、新たに規定する」ということですが、戸籍については、この不正の手段による制裁規定はあるのですか。不正な手段によって戸籍を取ったときに。
区民課長	戸籍の附票というのは、先ほど法規担当課長が説明しましたが、住基法に規定されているものでありまして、今回、この条例の中で附票についての制裁項目を入れるということです。
委員	戸籍法の中に戸籍の附票の規定はないのですか。
区民課長	戸籍の附票は住民基本台帳法の中に規定されているものです。
委員	わかりました。
会長	ほかにございますか。なければ、諮問 33 号は決定ということにいたします。
	(了承)
<b>報告第 19 号・諮問第 31 号～32 号</b>	
会長	それでは、先ほどの案件に戻ってウエストサイズ物語ですが、お手元にお配りされたと思いますが、個人情報の流れというものについて改めて説明をお願いいたします。
情報システム課長	先ほど私はホームページのサイトからメールで個人情報が行くというふうに申し上げたのですが、こちらに記載のとおり、利用者につきましてはフォームを定めまして、SSL で暗号化したものをウエストサイズ物語のサイトに送るような形ですので、個人情報につきましては SSL でしっかりと守られた形で行くような流れになっております。 そして、あとは、先ほど所管の課長が答弁しましたとおり、情報交流コーナーにつきましては、意見交換をする場で、実際には、個人情報はのらないような形で書き込みをするだけになっております。以上です。
委員	この図を拝見しまして感ずることは、上のほうの「問合せ・申込みの流れ」と下のほうの「情報交流の流れ」がありますけれども、個人情報のこの 17 頁の中でそれぞれ分かれるのですね。全部がこの下のほうの情報交流に流れるのではなくて、上だけの項目もあれば、下にも流れるものがある。いま情報システム課長が個人情報は流れないと言ったけれども、この図の中の情報交流の流れの「ウエストサイズ物語サイト」の二重枠の下にある、個人情報、利用者のメールアドレス、氏名、問合せ内容というのは、個人情報とし

	<p>て流れるけれども、その範囲においてのみ個人情報が流れて、写真とか、そういうものは、上のほうの図の中で暗号化されて、それぞれが 1 対 1 で、区の方から暗号化されて利用者に直接行くと。そのように理解すればこの諮問の内容がある程度理解しやすいのではないかと感ずるのですが、どうですか、システム課長、そういうふうに理解していいですか。</p>
情報システム課長	<p>いまご指摘いただいたとおりの流れになると思います。万が一、個人情報等が流れた場合については、サイト管理をしているほうで修正、削除いたしますので、いまご指摘いただいたとおりの流れです。</p>
委員	<p>それぞれたくさん載っていますけれども、私は素人だからよくわからないのですが、どれが情報交流コーナーにのるのですか。</p>
健康推進課長	<p>この資料の下の灰色の枠で囲ってある所の太い矢印が「個人情報の流れ」で、細い矢印が個人情報を含まないものということです。「問合せ・申込みの流れ」の SSL フォームによってという、この上半分の所では、個人情報の含まれる情報には、このような流れがあるという図です。そして、下の「情報交流の流れ」のほうは、細い矢印のみで構成されておりまして、利用者のメールアドレス、氏名等というような個人情報に関するものは「情報交流の流れ」の中には一切含まれないということです。</p> <p>ここの位置が、申し訳ありません、これは矢印の意味の説明の囲みでして、下の「情報交流の流れ」の所にかかるのではなく、全体の矢印の太矢印と細矢印の違いを説明したものです。</p>
情報システム課長	<p>先ほど答弁したとおり、万が一、個人情報が流れた場合について削除します。あるいは、不適切な内容や誤解を招くようなことが書かれていた場合とか、このサイトにふさわしくないような記入があった場合については、個人情報ではなくても、それはサイトの管理者が削除・修正するということです。ですから、原則は、個人情報は SSL のフォームでしか扱いませんし、下のほうは、原則として個人情報は流れない。また、個人情報があった場合には、事前に、削除・修正するということです。</p>
委員	<p>この図で点線が真ん中にありますね。その下のほうが「情報交流の流れ」ですね。その図のやや左のほうに、「杉並ウエストサイズ物語サイト」というのが二重の囲みでありますね。その下に真四角の網線のやや太い線で囲った所の記載事項は、これは関係なしということですか。</p>
区長室長	<p>これは情報を表わしてしまっていて、これは上下両方にかかる説明ですが、この位置が悪かった、場所が悪かったと思います。</p>
委員	<p>両方にかかるということになるとやや問題なのですね。下のほうに、個人情報も、ここに書いてある程度のものは流れるということでしょう。</p>
健康推進課長	<p>いま委員がおっしゃった網掛の四角の中に太い矢印と細い矢印があります。太い矢印が個人情報の含まれる情報データである、細い矢印はそれのない一般情報であるということです。そして、上の「問合せ・申込みの流れ」の上半分の、右に行ったり左に行ったりの矢印が太矢印と細矢印で構成されておりまして、すなわち、上半分の「問合せ・申込みの流れ」には個人情報も含まれます。ただ、これはサイトの画面上には現れません。下の「情報交流の流れ」という所は、細い矢印のみで構成されておりまして、これはサイト上でどなたでも見れるというものです。</p>



委員	よくわかりました。
委員	要するに、一般的な情報と行政情報は流れるという意味なのですか。
委員	掲示板を見に行くようなものなのですね。この下のものは、掲示板に書き込んで、その中でいろいろ会話ができるようなものですね。ですから、たぶん、個人情報という、掲示板で書いたものも一般的には個人情報になるので、この書き方も決していいわけではないのですね。ここで言う個人情報というのは、あくまでも、この登録した情報のことだけを指すということをおかないといけないと思います。個人情報と言うと、個人が発信するのは基本的には全部個人情報なのです。何か余計なことを書いたり、自分の体格とか何とかも書く可能性がありますから、それも含めて個人情報になる。
委員	そういう内容も書かざるを得ないでしょう。
委員	そうですね。ですから、掲示板に向かって誰かが書いたものに対して、皆がその掲示板を見に行き行って書き込んでいくというところがその下の所です。上は、全く違って、1つの決まったものに対して全部入れ込んでいって、それがデータベースになっているということによろしいのですよね。
委員	それに続いてもう1つ。事業者及び健康推進課は不適切な書き込みがないかどうかをチェックするというのですが、これは常にチェックしているわけですか。四六時中見ているのですか。
情報システム課長	リアルタイムではなくて、サイトを管理している者がそれを見た上で掲載するような形ですので、リアルタイムでは情報は流れなくなっています。
委員	もう1つ。そういう事業者や健康推進課は誹謗・中傷や個人情報について修正、削除をしようとしているのですが、修正、削除をして、「それは中傷や誹謗ではない、個人情報ではないではないか、消したのはけしからん」と、これは裁判にもなっているわけですよ。そういう点があるのですが、これは基準みたいなものがあって削除をするのでしょうか。判断方法について、参考のためにお聞きします。
健康推進課長	利用にあたって、書き込み内容に関して、「以下のようなものは削除いたします」というような規定をしたものをのせる予定です。例えば、営利を目的とする内容、個人及び団体を誹謗・中傷する内容、政治・宗教活動に関する内容とか、いまのところ、11項目ほど挙げておりますが、そのような内容が含まれたものは削除いたします、ということのをせておく予定です。
委員	氏名、住所から始まって、容姿・容貌とありますよね。この項目がどちらに行くのかわからない、整理されていない感じなのかなと思うのです。例えば、下のほうだったら氏名とか住所は要らないわけですよね。ハンドル名みたいなものでいいわけですよね。
健康推進課長	そうです。下は、完全にそういう名前等を書く必要がありません。
委員	それが上と下というか、皆に知られるものと知られないものというか、例えば容貌・容姿がどこに必要なのかというのが私にはわからないのですが、個人的に相談するという形だけだったら、それは完全に上のほうになるわけですよね。太ってしまって困っていますとか、むくんでしまっています、という話だったら、それは他人には絶対に知られない、書き込みもやらないと

	<p>いう話になる。その辺の審議の区分けはどのように理解したらいいのですか。</p>
法規担当課長	<p>説明が悪くて申し訳ございません。今回、こちらでご意見を賜りたいということで報告、諮問を行っているものは、下についてもいろいろ議論があるのですが、当面はこの上のほうの表だけでございます。しかも実線の部分だけについていまご審議させていただいているということで見ただけであればと思います。</p>
委員	<p>これは、この個人情報のことに関してというか、全体的に疑問なのは、ここで認めてしまうとどんどん進んでしまうような気がして心配なのですが、まず、パソコンで回答した人に電話と郵送で返事をするというのはあまり意味がない。お互いに、画面上で、情報を交換しあうということが大事ではないか。それから、下のほうでも、チャレンジャーさんが書き込みをしてやるのはいいのですが、書き込みをして、「もっと頑張れ」とか「野菜を食え」とか言われたら、それに対して、返事もしなければいけないわ、痩せなければいけないわ、この人は結構大変ですよ。あと、そういうことも含めて、この情報の内容というよりも、もう一度、この企画そのものをやり直したほうがいいのではないかなと思います。こういう場合はどうしたらいいのかわかりませんが、個人情報は認めるけれども、そういうことで疑問に感じる事が非常に多いので、本案件の是非については判断をくださることはいかがなものかと思っております。</p>
区長室長	<p>ただいま〇〇委員からお話がありましたし、また、多くの委員からこの事業そのものについて前段からいろいろありました。それで、今回、個人情報のほうを認めていただいて事業がスタートされれば、事業内容について、所管でどこまでできるかわからないのですが、改善、改正できるところについては、改正しながら進ませていただければと思います。</p>
委員	<p>この個人情報の記録の内容にパスワードと ID がありますよね。これは一体何に使うのですか。要するに、鍵を開けて入るというのは SSL のフォームに向かってやる必要はないわけであって、そこの中にあるデータにアクセスするためか、もしくはその情報を取るためだけにパスワードや ID があるのですね。そして、こうやってファクシミリと電話で答えるのだったら、ここにはパスワードや ID は必要ないのではないですか。</p>
健康推進課長	<p>パスワード、ID といいますのは、チャレンジャーという腹囲減少挑戦者の方たちにだけ差し上げます。そういう意味で、その方たちはほかの利用者とちょっと違う位置づけです。</p>
委員	<p>では、公開されないということですね。誰でも見れるという話だったから。</p>
委員	<p>ご答弁されている方が、さっきから答えの変更ばかりで全然ご存じないような感じがするので、それで諮問されてもこちらもお答えのしようがないのです。写真を使うか使わないかも二転三転したご返事だったので、これはちょっといまこの時点で良いでしょうか悪いでしょうかというのは、質問の答えもちゃんと出てこないわけですから、できないのではないかと思いますけれども。</p>
会長	<p>いかがですか。</p>

法規担当課長	<p>それでは、細線の所についてはまたご意見はいろいろあるのですが、いまのご意見を踏まえて、個人情報にかからないようなやり方で事業を進めていくことを想定しているのですが、今回ご審議をお願いしている太線の部分については、これからもう一度、仕切り直しをしますので、この部分については次回ということをお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、いささか混乱しているみたいなので、この案件は次回にもう一度再審議ということにいたします。よろしいですか。</p>
	(了承)
会長	<p>それでは、報告 19 号については次回、諮問 31 号・32 号も次回ということに決定いたします。そうしますと、本日の案件は一通り終わったことになるのですが、答申文はいかがになりますか。</p>
区長室長	<p>いまの件については継続審議にさせていただきたいと思います。</p>
	<p>～答申の案文を事務局より配布する～</p>
会長	<p>この内容でよろしいでしょうか。</p>
	(了承)
会長	<p>それでは、本日の議題は以上ですけれども、事務局から何かございますか。</p>
法規担当課長	<p>次回の日程ですが、2 月 12 日火曜日、午後 2 時からを予定していますので、日程の確保をお願いしたいと存じます。</p>
会長	<p>それでは、以上で第 4 回情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。長時間、ありがとうございました。</p>